

子ども家庭支援センターの取組について

子ども家庭支援センターでは、児童虐待の早期発見・早期対応に向けて教育委員会が取り組む「西東京ルール」に基づく統一的な対応を受け、要保護児童対策地域協議会において個別ケースの検討を行うほか、研修の実施、情報の共有、児童・生徒や保護者への啓発などを行い、連携して対応している。

要保護児童対策地域協議会は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成された協議会である。西東京市では、平成19年4月に設置され、子ども家庭支援センターを調整機関として、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議などを通じて、児童相談所や学校をはじめとする関係行政機関等との連携強化を図っている。

平成30年7月20日 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策 児童虐待対策に関する関係関係会議

- I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底
- II 子供の安全確認ができない場合の対応の徹底
- V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施

平成31年4月1日施行 東京都子供への虐待の防止等に関する条例

- 保護者の体罰等禁止（第6条第2項）
- 第六条2 保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。

《令和元年度西東京市要保護児童対策地域協議会の活動》

○虐待の対策について

（重点的な取組…体罰禁止、原則48時間以内の安否確認、リスク要因の周知）

- 1 研修
 - ・ 虐待防止支援員養成講座及びテーマ別研修の継続実施
- 2 情報共有
 - ・ 個別ケース検討会議の充実
 - ・ スクールアドバイザーとの個別ケースの共有
- 3 啓発・周知
 - ・ 児童・生徒や保護者へ啓発カードやチラシの配布、出前講座、ホームページの掲載
 - ・ 巡回支援チームによる市内私立中学校・高等学校、地域活動支援団体等への訪問啓発

○切れ目のない支援の充実について

（重点的な取組…子どもに関わる相談部署の役割の明確化）

- 1 子ども相談支援あり方検討会における庁内検討
 - ・ 関係部署との連携方法及び対象者の整理
- 2 要保護児童対策地域協議会の活用
 - ・ 特定妊婦・乳幼児・学校入学児童の情報共有及び継続支援